

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問合せ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問合せください。

～まずは相談したい方～

佐賀労働局
雇用環境・均等室
(P. 1・2)

佐賀県産業人材課
(P. 3)

佐賀県労働委員会
(P. 3)

法テラス佐賀
(P. 4)

佐賀県弁護士会
(P. 5)

佐賀県
社会保険労務士会
(P. 6)

～紛争解決制度を利用したい方～

佐賀労働局
雇用環境・均等室
(P. 1・2)

佐賀県労働委員会
(P. 3)

佐賀県
社会保険労務士会
(P. 6)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

佐賀地方裁判所
(P. 7)

佐賀労働局 雇用環境・均等室

<p>問合せ先</p>	<p>住所 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎5階 電話 0952-32-7218</p>
<p>①・②共通事項</p>	<p>【相談方法】 電話または面談 予約不要 【相談日時】 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝日、年末年始は除く。) ※専門の相談員による相談は9:30～17:00</p>
<p>①民事上の個別労働紛争に関するもの 利用できる制度 ※特徴 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス</p>	
<p>相 談</p>	<p>解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等労働問題に関する相談を労使双方から受け付けています。</p>
<p>佐賀労働局長による 助言・指導</p>	<p>民事上の個別労働紛争について、佐賀労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p>
<p>佐賀紛争調整委員会 によるあっせん</p>	<p>民事上の個別労働紛争について、佐賀労働局長から委任を受けた佐賀紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p>
<p>②パワハラ、セクハラ、マタハラ等均等四法に関するもの 利用できる制度 ※特徴 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス</p>	
<p>相 談</p>	<p>職場におけるパワーハラスメント、性別による差別的取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業制度、マタニティハラスメント、パートタイム労働者の均等・均衡待遇など、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けています。</p>
<p>佐賀労働局長による 紛争解決の援助</p>	<p>労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、佐賀労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。</p>
<p>佐賀紛争調整委員会 による調停</p>	<p>労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、佐賀労働局長から委任を受けた佐賀紛争調整委員会（弁護士、大学教授、特定社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p>

佐賀労働局 雇用環境・均等室 労働基準監督署総合労働相談コーナー

問合せ先	<p>佐賀労働基準監督署コーナー</p> <p>住所 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎3階 電話 0952-32-7133</p> <p>唐津労働基準監督署コーナー</p> <p>住所 唐津市二太子3-214-6 唐津港湾合同庁舎1階 電話 0955-73-2179</p> <p>武雄労働基準監督署コーナー</p> <p>住所 武雄市武雄町昭和758 電話 0954-22-2165</p> <p>伊万里労働基準監督署コーナー</p> <p>住所 伊万里市立花町大尾1891-64 電話 0955-23-4155</p>
利用できる制度	※特徴 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス
民事上の 個別労働紛争に係る 情報提供・相談	<p>解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関する相談を労使双方から受け付けております。 (パワハラ、セクハラ、マタハラ等均等四法に係る個別事案に関する相談については、佐賀労働局雇用環境・均等室に取次ぎます。)</p> <p>【相談方法】 電話または面談 予約不要</p> <p>【相談日時】 月曜日～金曜日 9:30～17:00 (土日祝日、年末年始は除く。)</p>
佐賀労働局長による 助言・指導	<p>民事上の個別労働紛争について、佐賀労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p>
佐賀紛争調整委員会 によるあっせん	<p>民事上の個別労働紛争について、佐賀労働局長から委任を受けた佐賀紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 署コーナーにおいても、あっせん申請の受付を行っています。</p>

佐賀県産業労働部 産業人材課

問合せ先

住所 佐賀市城内 1-1-59
電話 0952-25-7100
メールアドレス sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

利用できる制度

相談

賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する問題について随時相談を受け付けています。（費用は無料）

【相談方法】 面談または電話、メール

【相談日時】 月曜日～金曜日 8:30～17:15
※土日祝日、年末年始は除く。

佐賀県労働委員会

問合せ先

住所 佐賀市城内 1-6-5
電話 0952-25-7242
メールアドレス roudoui@pref.saga.lg.jp

利用できる制度

※公（公益委員）・労（労働者委員）・使（使用者委員）の三者構成を活かした解決援助サービス

個別労働関係紛争 あっせん

労働者個人と使用者との間で生じた労働条件、解雇、パワハラ等をめぐる紛争について、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん員が、当事者双方に寄り添って、問題点を整理し、当事者双方の歩み寄りによる解決のお手伝いをいたします。

あっせんの手続きは非公開であり、秘密は厳守されます。

なお、相手方が「あっせん」への参加に応じない場合や合意が図れない場合は、同手続きは終了となります。

※労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の労働争議については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁の制度が利用できます。

【相談方法】 面談または電話、メール

【相談日時】 月曜日～金曜日 8:30～17:15
※土日祝日、年末年始は除く。

日本司法支援センター佐賀地方事務所（法テラス佐賀）

問合せ先

住所 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3階
電話 050-3383-5510
サポートダイヤル 0570-078374

利用できる制度

※法律の専門家が労働問題等の様々な法律トラブルに対応

情報提供

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。（費用は無料）

【注意点】

情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。

地方事務所においては消費生活専門相談員資格者など窓口対応専門職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。

【利用方法】 電話または来所

【受付日時】 ●法テラス佐賀（050-3383-5510）

（変更になる場合がありますので、来所される際は事前にお問合せください）

月・火 13:00～16:00 水・木 9:30～16:30

金 9:30～16:00 （土日祝日除く）

●サポートダイヤル（0570-078374）

平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00（日祝日除く）

民事法律扶助

経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行います。

【注意点】

収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。

要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。

弁護士費用等の立替については、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適することという条件を満たす必要があります。

行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる場合利用できます。

【費用】 法律相談は無料

弁護士費用等の立替については分割の返済が必要

【利用方法】 来所による面談（要予約）月曜日～金曜日 9:00～17:00

電話での法律相談は行っていません。

【相談日時】 弁護士相談 毎週月・火・金曜日 13:30～15:30

毎週水曜日 10:00～12:00

司法書士相談 毎週火曜日 10:00～12:00

（土日祝日休業）

佐賀県弁護士会 佐賀県弁護士会法律相談センター

問合せ先

住所 佐賀市中の小路7-19
 電話 0952-24-3411
 弁護士会ホームページ <http://www.sagaben.or.jp/>

利用できる制度

総合法律相談

解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、クレジット・サラ金、商工ローン、刑事事件、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。

【費用】相談料 30分 2,000円

【相談日時】

佐賀地区 月・水・金曜日 14:30～16:30 【場所：弁護士会館】
 <第2・4月曜日は女性法律相談>

土曜日 13:00～15:00 【各弁護士事務所】

月・木曜日 18:00～20:00 【各弁護士事務所】

鳥栖地区 弁護士会へ問合せ 【各弁護士事務所】

武雄地区 第1・3木曜日 13:00～16:00 【各弁護士事務所】

唐津地区 【唐津市中町1513-3 牟田ビル1階 0955-73-2985】

第2木曜日 13:00～16:00

第1・3・5土曜日 13:00～16:00

第4水曜日 18:00～20:00

労働問題相談

電話予約後、担当弁護士から折返し連絡があります。その際に希望日を伝えてください。

【費用】初回30分 無料

電話無料相談

【相談日時】火曜日 17:30～19:30（祝日除く）

土曜日 13:00～15:30

【費用】10分程度 無料

佐賀県社会保険労務士会 社労士会労働紛争解決センター佐賀

問合せ先

住所 佐賀市川原町8-27
電話 0952-26-3946

利用できる制度

総合労働相談

賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。（費用は無料）

【相談方法】 電話または面談

【相談日時】 月曜日～金曜日 9:00～17:00

佐賀市夜間労働相談

【相談方法】 面談または電話（メールも可）

【相談日時】 第2・4水曜日 18:00～21:00（祝日の場合は翌日）

メール相談は上記以外も利用可

【相談場所】 佐賀市駅前中央1-8-32 アイスクエアビル5階

産業支援相談室 0952-40-7079

メールアドレス shoko-mag@city.saga.lg.jp

個別労働関係あっせん

ADR法に基づく法務大臣の認証と社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の認定を受けて、労務管理の専門家である社会保険労務士がトラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、個別労働関係紛争を「あっせん」という手続きにより、簡易・迅速・低廉に解決（和解の仲介）をします。

【費用】 当面の間は無料

裁 判 所

問合せ先

佐賀地方裁判所	住所 佐賀市中の小路3-22 電話 0952-38-5616
佐賀簡易裁判所	住所 佐賀市中の小路3-22 電話 0952-38-5629
唐津支部・唐津簡易裁判所	住所 唐津市大名小路1-1 電話 0955-72-2138
武雄支部・武雄簡易裁判所	住所 武雄市武雄町大字武雄5660 電話 0954-22-2159
伊万里簡易裁判所	住所 伊万里市立花町4107 電話 0955-23-3340
鹿島簡易裁判所	住所 鹿島市大字高津原3575 電話 0954-62-2870
鳥栖簡易裁判所	住所 鳥栖市秋葉町3-28-1 電話 0942-82-2212

利用できる制度

民事調停手続 (簡易裁判所)

調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。

双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。

少額訴訟手続 (簡易裁判所)

原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。

事前に証拠等を準備する必要がありますが、比較的単純な事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。

労働審判手続 (地方裁判所)

労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。

事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。

民事訴訟手続 (簡易裁判所・ 地方裁判所)

裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。

請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。

【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。
手数料の金額は、手続の種類や請求する金額によって異なります。

【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。

なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っていません。
上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。